資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二億円減少し、金一千五十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年三月九日であり、株主総会の決議は、平成二十七年一月六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年九月三十日

掲載頁　一五四頁（号外第二一七号）

平成二十七年二月五日

東京都中央区銀座三丁目二番一七号

株式会社東映ゴルフ倶楽部

代表取締役　寺川　清

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年三月十六日であり、株主総会の決議は、平成二十七年二月二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十七年二月五日

大阪府枚方市長尾家具町一丁目五番地の二一

大塚運送有限会社

代表取締役　大塚　敦

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を六千九百十一万八千四百六十九円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十七年一月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年四月二十一日

掲載頁　五十四頁（号外第八十九号）

平成二十七年二月五日

東京都渋谷区道玄坂一丁目二一番一四号

Panda Graphics株式会社

代表取締役　倉富　佑也

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年二月二十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年三月二十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年二月五日

東京都千代田区岩本町一丁目七番四号

株式会社ダイヤコンサルタント

代表取締役　前川　一彦

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年二月二十日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年三月十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年二月五日

東京都新宿区西新宿三丁目二〇番一号

株式会社ロッテグリーンサービス

代表取締役　重光　宏之

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年二月二十日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年三月十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年二月五日

東京都新宿区西新宿三丁目二〇番一号

株式会社ファミリー

代表取締役　重光　宏之

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年二月二十七日を基準日と定め、同日十二時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年三月下旬開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年二月五日

新潟県西蒲原郡弥彦村美山六五四〇

テイクル株式会社

代表取締役　土屋　正

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年二月二十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年三月三十日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年二月五日

京都市下京区五条通烏丸西入醍醐町二八四番地

株式会社ワイエムシィ

代表取締役会長　山村　隆治

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年二月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年二月五日

山形県酒田市宮海字明治九九番地の一

株式会社モトタテ

代表取締役　富樫　周二

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年二月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年二月五日

横浜市中区南本牧一番地

南進株式会社

代表取締役　下岡　弘幸

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年二月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年二月五日

大阪市西区北堀江二丁目一五番一八号

株式会社大阪川島商店

代表取締役　飯田　和秀

限定承認公告

本籍茨城県稲敷市羽賀一〇九〇番地一、最後の住所埼玉県朝霞市本町一丁目三五番一六―六〇三号　被相続人　亡　大竹　孝和

右被相続人は平成二十六年八月六日死亡し、その相続人は平成二十七年一月二十八日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月五日

茨城県稲敷市羽賀一〇九〇番地一

相続財産管理人　大竹　輝勇

投資主総会招集及び基準日設定につき通知公告

平成二十七年四月八日に投資主総会を開催いたします。当該投資主総会において権利を行使すべき投資主を確定するため、平成二十七年二月二十八日を基準日と定め、同日最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その権利を行使すべき投資主といたします。

平成二十七年二月五日

東京都千代田区平河町二丁目一六番一号

ＤＲＥＡＭプライベートリート投資法人

執行役員　辻　貴史

市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　福岡市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者

福岡市住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等の名称

福岡市営住宅条例（平成九年福岡市条例第四十号）別表第一に掲げる公営住宅及び当該住宅に付随する共同施設

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容

イ　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。

ロ　その他イに付随する業務を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間

平成二十七年四月一日から

平成三十年三月三十一日まで

平成二十七年二月五日

福岡市博多区店屋町四番一号

福岡市住宅供給公社

理事長　阪下　進

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十六年八月七日（号外第百七十六号）財務省告示第二百四十四号（国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示）（原稿誤り）	七	下	九二兆千百一億九二兆千十九億円	千万円
平成二十六年十二月二十四日環境省告示第百三十四号（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の一部を変更する件）（原稿誤り）	一四	二一〇～一一	環境省告示第六月	環境省告示第十五号

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月四日付特第五号二ページ　第二三号五六ページ●二十ージ●同月五日付第二七号六四ページ●同日付政府調達　六年十一月二十八日付（第一八七回）参会追録七二ページ追録

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）